

保健所における地域療育システム構築に向けての取り組み

藤内 修二（大分県宇佐保健所）

要約：地域における障害児の療育システムの構築に向けて、保健所の果たすべき役割について検討した。保健所においては保健所療育事業、地域療育システム推進会議、グレーゾーン対策の3つの事業をそれぞれリンクさせて展開することが重要であり、障害児とその家族が地域でいきいきと生活できる地域づくりへと発展させることが望まれる。

見出し語：地域療育システム、保健所、保育所との連携、障害児保育

はじめに

母子保健法の改正により市町村において乳幼児健康診査が一貫して行われるようになるに伴い、いわゆる「二次クリニック」と呼ばれる「要精密児」のフォローや療育が必要な児への支援が従来にも増して保健所の役割として重要視されてきた。しかし、大学病院などの三次医療を担う医療機関の集中する都市部を除けば、療育が必要な児に対する正確な診断や継続的な療育の確保は、かなり困難なことである。

平成3年11月に厚生省が実施した身体障害児実態調査によれば、48500人の肢体不自由児が存在するとされ、平成2年9月の精神薄弱児（者）福祉対策基礎調査によれば、重度肢体不自由と重度の精神薄弱を合わせ持つ重症心身障害児（者）は、12800人程度が在宅で生活していると推計されてい

る。こうした需要に対して、肢体不自由児の通園施設は全国に77箇所しかなく、定員の合計は3240人でしかない（平成5年10月調査）。このように、療育のための施設は各県に一つ程度という実態なのである¹⁾。

乳幼児健康診査やその後の精密検査により、療育が必要と判断されたにも関わらず、車で1時間以上かかる療育施設への通所が困難なために療育が中断されてしまうケースは後を絶たない。もっと身近な施設で療育を可能にすべく、療育施設からの巡回により、年間数回程度の療育指導を行っている保健所もあるが、決して充分と言えるものではない²⁾。また、軽度から中等度の障害児の場合、集団生活により同世代の児と接することは有益と考えられるが、障害児保育が受け入れられている保育施設も多くないのが現状である。

こうした状況において、保健所の果たすべき役割は、地域における療育システムの構築であろう。この療育システムの構築のためには、大きく分けて3つの柱となる事業が必要である。

1) 保健所療育事業

これは拠点となる療育施設の協力を得て、専門医、理学療法士、作業療法士、言語療法士を保健所に派遣してもらい、定期的に保健所で療育そのものを実施するものである。昨年12月に発表された「障害者プラン」においても、障害児の療育を地域で支える事業を、概ね人口30万人当たり2カ所ずつ実施することが盛り込まれており、保健所における療育事業はまさにこれに該当すると思われる。こうした事業は、療育施設までの時間的、心理的距離を縮めるだけでなく、地域の障害児を持つ親の交流の場となり、親の会などの結成への発展も期待されよう。

2) 地域療育システム推進会議

これは地域において療育や障害児保育に関わる専門職や関係機関、保健婦をはじめとする市町村担当者、当事者団体による問題意識の共有化や情報交換を通じて、地域における障害児の療育や保育をめぐる問題の解決を図ろうというものである。

事例検討により、個別の問題を具体的に分析するだけでなく、地域の療育を必要と

する児についての統計データを示しながら、関係者に地域のかかえる問題を共有してもらうことが重要である。地域療育に携わる専門医にとって、診察室や療育施設内では見えにくい地域の実情を知る機会意外に少ないものである。同様に、保育に関わるスタッフにとっても、自分が関わっている児以外の地域の実情を知ることは少ないのが現状である。こうした実情を知ることにより、障害児保育の必要性を理解してもらうことが可能であろう。

また、必要に応じて、乳幼児の発達や障害児の療育に関する専門家による講義より学習を行うと良い。特に、保育園や幼稚園の保母らに障害児保育についての学習の機会を提供することは極めて重要である。

この会議においては、単に地域において療育の場を整備するだけでなく、障害児やその家族の地域における住みにくさや生活しづらさを軽減するための地域づくりへと発展することが望まれる。すなわち、障害児とその家族にとっての地域の「坂道」の勾配³⁾をいかに小さくするかを考える機会とするのである。こうした意味では、保健福祉行政関係者や専門職を中心とした会議に、地域の住民や行政の他の部局を徐々に巻き込んでいくことが必要である。

3) グレーゾーン対策

発達が境界領域であったり、多動傾向が

あったり、養育に問題のあるケース（いわゆる「グレーゾーン」）に対して、親子での遊びを通じてその発達を促したり、養育上の問題への気づきを促す教室が現在、保健所や市町村において展開されている。しかし、対象となっているグレーゾーンのごく一部の参加しか得られていないという課題を抱えている保健所も少なくない。グレーゾーンの児とその親のみ集めるというやり方に対して、親が「レッテルを張られる」という印象を持つことが、その一因のようである。それを防ぐため、親子ふれあい教室などのネーミングで、健常児を持つ親にも参加を呼びかけ、全ての親と子を対象とした遊び方教室といった設定にすることも良い方法である。もちろん、グレーゾーンの親子へは個別に参加を促す働きかけをすることは言うまでもないが、健診会場において、全ての子供と親が参加できる教室であるという認識を持ってもらうことが重要である。こうした健常児と一緒に教室開催は、我が子の発達や行動に問題を感じていない親が、健常児との遊びの中で、違いに気づくのを促すという効果も持っている。更に、重要なことは健常な児を持つ親も一緒に学んでもらうことで、仲間の輪を広げることができ、地域全体でこうした親子を支援する体制の必要性について理解を促すというメリットを有している。

また、こうしたグレーゾーンを対象とした事業は保健所のみで行うだけでなく、保育所で行うことも効果的な展開方法である。もちろん、保育所で行うためには、療育推進会議などを通じて、保育所のスタッフとの問題意識の共有や障害児保育についての理解を深めておくことが前提となる。実際、グレーゾーンに該当する児が通園している保育所は少なくない。半日程度、療育センターの専門職（小児科医、作業療法士、言語療法士、心理判定員、保母）と一緒に保育所での自由遊びや集団遊びの様子を観察し、午睡の時間などを利用して、保育所のスタッフと一緒に児の発達の評価や児との接し方についてカンファレンスを行う。当日は、当該保育所のスタッフだけでなく、他の保育所の保母も参加を呼びかけることも更に有効である。こうした取り組みは保育所のスタッフにある程度の障害を持った児の受け入れる能力をつけさせるための絶好の *on job training* である。障害児保育や統合保育を実現するためにはこうしたプロセスが不可欠であろう。

以上紹介したこれら3つの柱となる事業は、それぞれを有機的にリンクさせることにより、その効果を高めることも可能である、すなわち、3つの事業のうち2つ～3つを同じ日に開催することで、推進会議のメンバーに療育の実際を学んでもらうこと

もできるし、グレーゾーンの児を持つ親と現在、療育に取り組んでいる児の親との交流の機会を提供することも可能になるからである。下表は大分県高田保健所における平成8年度の地域療育推進に関わる事業の一覧である。このように3つの事業を有機的に組み合わせてできるのが保健所の最大の強みと考える次第である。

- 1) 厚生統計協会：国民衛生の動向1995年、173、1995年
- 2) 大分県障害者の療育を考える会：よりよい地域療育をめざして－早期療育システムはどうあるべきか－ 1993.
- 3) 吉田浩二、藤内修二：これからの母子保健活動がめざすもの－平成6年度心身障害研究「市町村における母子保健の効率的実施に関する研究」 30-40、1995年

【文 献】

開催年月日	事業名	対象者	スタッフ	内 容
平成8年 5月16日	地域療育推進 連絡会議	別府発達医療センター、中津児童相談所、豊後高田市教育委員会親の代表、保育所、あゆみの会市町村関係者、保健所		事例検討
平成8年 6月22日	地域療育推進 後援会	保健所、保育所の職員	別府発達医療センターOT ST、保母	障害児療育と保育の実際について
平成8年 7月2日	保育所訪問指導	市内S保育所に通うグレーゾーン児4名	別府発達医療センターOT ST	保育の様子を観察 児の対応についてのカンファレンス
平成8年 8月6日	地域療育推進 連絡会議	別府発達医療センター、中津児童相談所、豊後高田市教育委員会親の代表、保育所、あゆみの会市町村関係者、保健所		事例検討
平成8年 8月20日	保育所訪問指導	香々地町保育所に通うグレーゾーン児1名	別府発達医療センター保母 コーディネータ	保育の様子を観察 児の対応についてのカンファレンス
平成8年 11月21日	地域療育推進 連絡会議	別府発達医療センター、中津児童相談所、豊後高田市教育委員会療育施設の専門医市町村関係者、保健所		管内で療育を必要としている児の実態調査報告
平成8年 12月17日	親子教室	3歳児健診で言葉の遅れを指摘されたグレーゾーン児	別府発達医療センターST	言葉を通じたかかわり方
平成8年 12月17日	保健所療育事業	療育が必要な管内の3事例	別府発達医療センターST	言語訓練と今後の方針について相談
平成8年 12月17日	保育所訪問指導	市内T保育所に通うグレーゾーン児	別府発達医療センターST 中津児童相談所	今後のフォロー方針について検討



検索用テキスト OCR(光学的文字認識)ソフト使用

論文の一部ですが、認識率の関係で誤字が含まれる場合があります



要約:地域における障害児の療育システムの構築に向けて、保健所の果たすべき役割について検討した。保健所においては保健所療育事業,地域療育システム推進会議,グレーゾーン対策の3つの事業をそれぞれリンクさせて展開することが重要であり,障害児とその家族が地域でいきいきと生活できる地域づくりへと発展させることが望まれる。